**別記**

専　門　試　験　出　題　分　野　一　覧

⑴　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」及び「矯正心理専門職Ｂ」
　専門試験（多肢選択式）　心理学に関連する領域並びに心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎
　専門試験（記述式）　心理学に関連する領域

⑵　試験の区分「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」
　専門試験（多肢選択式）　心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎
　専門試験（記述式）　心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域及び社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する１領域

⑶　試験の区分「保護観察官」
　専門試験（多肢選択式）　心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎
　専門試験（記述式）　心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域及び社会学に関連する領域のうち、受験者の選択する１領域

**平成 25 年度財務専門官採用試験公告**

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 25 年４月１日　人事院事務総長　尾西　雅博

1　試験の名称　平成25年度財務専門官採用試験

2　対象官職　係員の官職のうち、財務局における主として国の予算及び決算、国有財産の管理及び処分並びに金融機関等の検査その他の監督に関する業務に従事することを職務とする官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として下記のとおりであるが、平成26年３月31日までの間は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額を減じて支給される。

| （適用俸給表） | （俸　給　月　額） |
|---|---|
| 行政職俸給表㈠ | １級25号俸　172,200円 |

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和58年４月２日から平成４年４月１日までに生まれた者

⑵　平成４年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成26年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成25年６月９日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、東京都、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、松江市、岡山市、広島市、高松市、松山市、福岡市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成25年７月２日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は９⑴①に掲げる。）（以下「人事院事務総局等」という。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成25年７月17日（水）又は７月18日（木）のいずれか指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び熊本市

7　最終合格者発表　平成25年８月21日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

9　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか②に掲げる受験申込先において交付する。

| （名　称） | （所　在　地） |
|---|---|
| 人事院北海道事務局 | 〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目 |
| 人事院東北事務局 | 〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23 |
| 人事院関東事務局 | 〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１ |
| 人事院中部事務局 | 〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１ |
| 人事院近畿事務局 | 〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60 |
| 人事院中国事務局 | 〒730―0012　広島市中区上八丁堀６－30 |
| 人事院四国事務局 | 〒760―0068　高松市松島町１－17－33 |
| 人事院九州事務局 | 〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２－11－１ |
| 人事院沖縄事務所 | 〒900―0022　那覇市樋川１－15－15 |

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

| （第１次試験の試験地） | （申　込　先） | | |
|---|---|---|---|
| 札幌市 | 北海道財務局 | 〒060―8579 | 札幌市北区北８条西２ |
| 盛岡市<br>仙台市 | 東北財務局 | 〒980―8436 | 仙台市青葉区本町３－３－１ |
| 東京都<br>新潟市<br>松本市 | 関東財務局 | 〒330―9716 | さいたま市中央区新都心１－１ |